

## 品川区個人番号利用事務における本人確認に関する事務取扱要綱

制定 平成28年8月24日 区長決定 要綱第234号  
一部改正 令和2年8月13日 区長決定 要綱第163号

### (趣旨)

- 第1条 この要綱は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）における本人からの個人番号の提供に係る本人確認に関し必要な事項を定めることにより、不正な手段による請求・申請等を防止することを目的とする。
- 2 本人からの個人番号の提供に係る本人確認については、他の要綱等に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

### (本人確認を行う事務の範囲)

- 第2条 この要綱において定める本人確認を行う事務は、法別表第1に掲げる事務および品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例（平成27年品川区条例第59号）別表第1に掲げる事務とする。

### (本人確認の方法)

- 第3条 区長は、法第16条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「令」という。）第12条および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府、総務省令第3号。以下「規則」という。）各条に規定する本人確認書類の提示を求める等の方法により、本人確認を行うものとする。

### (確認書類等)

- 第4条 前条で規定する確認書類等について、別表の第1欄に掲げる規定の同表の第2欄に掲げる内容に関して、個人番号利用事務実施者が適当と認める確認書類等は、同表の第3欄に掲げるものとする。

### (委任)

- 第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は企画部長が別に定める。

別表（第4条関係）

第1欄	第2欄	第3欄
規則第1条第2号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、令第12条第1項第1号に掲げる書類に記載された氏名及び出生の年月日又は住所（以下「個人識別事項」という。）が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	<p>本人の写真の表示のある身分証明書等（学生証または法人もしくは官公署が発行した身分証明書もしくは資格証明書をいう。以下同じ。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付身分証明書等」という。）</p> <p>戦傷病者手帳その他官公署から発行または発給をされた本人の写真の表示のある書類で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付公的書類」という。）</p>
規則第2条第1項第6号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（法第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）	<p>官公署または個人番号利用事務等実施者が発行または発給をした書類で個人番号および個人識別事項の記載があるもの</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第32条第1項の規定により還付された個人番号カード（以下「還付された個人番号カード」という。）</p>
規則第2条第2項第3号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	本人の写真の表示のない身分証明書等で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真なし身分証明書等」という。）
規則第2条第5項	本人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項	個人番号利用事務等実施者により各人別に付された番号、給付等を行う場合において使用している金融機関の口座番号（本人名義に限る。）等のうちの複数の事項

規則第6条 第1項第3号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給された書類その他の本人の代理人として個人番号の提供をすることを証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類	本人の署名および押印ならびに代理人の個人識別事項の記載および押印があるもの
規則第7条 第1項第2号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	写真付身分証明書等 写真付公的書類
規則第7条 第2項	登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）	登記事項証明書、印鑑登録証明書その他の官公署から発行または発給をされた書類その他これに類する書類であって、当該法人の商号または名称および本店または主たる事務所の所在地の記載があるもの（提示時において有効なものまたは発行もしくは発給をされた日から6か月以内のものに限る。）ならびに社員証等、現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類
規則第9条 第1項第2号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	写真なし身分証明書等
規則第9条 第3項	本人及び代理人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項	本人と代理人の関係および個人番号利用事務等実施者により各人別に付された番号、給付等を行う場合において使用している金融機関の口座番号（本人名義に限る。）等うちの複数の事項
規則第9条 第5項第6号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号	官公署または個人番号利用事務等実施者が発行または発給をした書類で個人番号および個人識別事項の記載があるもの

	利用事務実施者が適当と認めるもの（本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）	還付された個人番号カード
--	---	--------------